

新 旧 对 照 表

「新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン」 質疑応答

改 正 前

「新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン」
 質疑応答（令和3年5月7日時点）

Q 1 ふじのくに基準に応じた会場への入場者を制限する場合の判断について

A 1 下記の表を基準とし、大会の特性や会場の状況に応じて、各専門部が決定する。

◎ ふじのくに基準に応じた会場への入場者制限の判断

基準	入場者制限について	① ～④の該当者
レベル6		
レベル5	実施する場合は原則①のみとする。	① 出場生徒・顧問・部活動指導員等、大会運営者
レベル4	原則①～③ 会場によっては、②③を制限する。 ※展示部門は、①～④とし展示室の制限人数までを可とする。	② 登録外部員 学校教職員 ③ 保護者・家族・学校関係者
レベル3	原則①～④ 会場の制限人数までを可とする。	④ 一般
レベル2 レベル1	制限なし	

Q 2 無観客での保護者・家族・学校関係者の取扱いについて

A 2 以下のような取扱いが考えられる。

- ・一切の入場を禁止する。
- ・学校管理のもと、把握できる方で各校〇〇人まで可
- ・ビデオ等による記録や中継係等で各校〇人以内
- ・部員1人に対して保護者・家族〇人まで可

上記に加え、大会の特性や大会運営に携わる関係者の合意、会場の状況により、各専門部が決定する。

Q 3 レベル5は、原則大会を中止又は延期となるが、実施が可能な場合の判断について

A 3 レベル5は、大会は原則として中止又は延期となる。

一方、高文連加盟校が一斉休校ではなく通常の学校運営が行われ、かつ、県教委から部活動等の教育活動に制限がかからない場合で、さらに、生徒の進路等に影響する大会等で感染対策が十分に確保される場合に限り、開催することも考えられる。

その際の決定は、各専門部が県高文連等と協議して総合的、慎重に判断する。

対 照 表

改 正 後

「新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン」 質疑応答（令和3年5月14日時点）

Q 1 ふじのくに基準に応じた会場への入場者を制限する場合の判断について

A 1 下記の表を基準とし、大会の特性や会場の状況に応じて、各専門部が決定する。

◎ ふじのくに基準に応じた会場への入場者制限の判断

基準	入場者制限について	① ～④の該当者
レベル6		① 出場生徒・顧問・部活動指導員等、大会運営者 ② 登録外部員 学校教職員 ③ 保護者・家族・学校関係者 ④ 一般
レベル5	実施する場合は原則①のみとする。	
レベル4	原則①～③ 会場によっては、②③を制限する。 ※展示部門は、①～④とし展示室の制限人数までを可とする。	
レベル3	原則①～④ 会場の制限人数までを可とする。	
レベル2	制限なし	
レベル1		

Q 2 無観客での保護者・家族・学校関係者の取扱いについて

A 2 以下のような取扱いが考えられる。

- ・一切の入場を禁止する。
- ・学校管理のもと、把握できる方で各校〇〇人まで可
- ・ビデオ等による記録や中継係等で各校〇人以内
- ・部員1人に対して保護者・家族〇人まで可

上記に加え、大会の特性や大会運営に携わる関係者の合意、会場の状況により、各専門部が決定する。

Q 3 レベル5は、原則大会を中止又は延期となるが、実施が可能な場合の判断について

A 3 レベル5は、大会は原則として中止又は延期となる。

一方、高文連加盟校が一斉休校ではなく通常の学校運営が行われ、かつ、県教委から部活動等の教育活動に制限がかからない場合で、さらに、生徒の進路等に影響する大会等で感染対策が十分に確保される場合に限り、開催することも考えられる。

その際の決定は、各専門部が県高文連等と協議して総合的、慎重に判断する。

なお、開催に当たっては、以下の点に留意する。

(1)無観客とする。

(2)生徒及び保護者の同意を得た上で、参加を認める。

(3)新型コロナウイルス感染症に伴う高文連主催大会に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を遵守し感染予防対策を徹底し、以下の点について特に留意する。

ア 大会当日の集団での飲食は、控える。

イ 大会終了後、速やかな帰宅を促す。

ウ 効率的に短時間での大会となるよう工夫する。

(4)専門部会長は、大会開催前に高文連会長と大会を開催する理由及び感染予防対策等を協議し、大会の開催を総合的、慎重に判断する。

また、専門部長は、大会の開催について高文連事務局に報告する。

Q 4 レベル4又は3の展示部門入場者の新型コロナウイルス感染症対策について

A 4 A 1の①～④の該当者を入場させる場合は、原則として以下の新型コロナウイルス感染症対策を行う。

- (1)①の該当者は、当日、同意書兼健康観察票を提出し入場する。
- (2)②～④の該当者は、当日受付で氏名、連絡先(住所・電話番号)、健康観察等を指定用紙に記載し受付者の確認後、同用紙を持参して入場する。なお、入場時に同意書兼健康観察票に記載されている観察項目に該当する方は、入場をお断りする。
入場者は、退出時に入場時刻・退場時刻を記載した指定用紙を提出する。
- (3)入場者は、マスク着用、手指消毒、非接触体温計による検温を必ず行う。
- (4)同時に観覧する人数を制限するため入場制限を行う。
- (5)展示品の搬入・搬出業務は、必要最低限の人数とし、3密(密閉・密集・密接)を避け時間短縮等に努めるとともに(1)及び(3)を準用する。

Q 5 レベル4の舞台部門入場者の新型コロナウイルス感染症対策について

A 5 A 1の①～③の該当者を入場させる場合は、原則として以下の新型コロナウイルス感染症対策を行う。

- (1) ①の該当者は、当日、同意書兼健康観察票を提出し入場する。
- (2) ②～③の該当者は、事前に整理券を受領し、当日、整理券(記名式)により入場者及び入場者の健康観察等の確認を行う。なお、入場時に同意書兼健康観察票に記載されている観察項目に該当する方は、入場をお断りする。
- (3)②の入場者は、退出時に入場時刻・退場時刻及び着席した座席等を記載した整理券を提出する。
- (4)入場者は、マスク着用、手指消毒、非接触体温計による検温を必ず行う。
- (5)会場により入場者を制限する。
静岡県実施方針(令和3年1月14日)3(3)②に基づく客席数を設定する。
会場の客席数を50%以下の入場制限を行う場合は、客席を1席以上の間隔を空けた使用とするなど新型コロナウイルス感染症対策を行う。

Q 6 レベル3の舞台部門入場者の新型コロナウイルス感染症対策について

A 6 A 1の①～④の該当者を入場させる場合は、原則として以下の新型コロナウイルス感染症対策を行う。

- (1)①～④の該当者を入場させる場合には、A 5の(2)及び(3)を除き準用する。
- (2)②～④の該当者は、当日受付で氏名、連絡先(住所・電話番号)、健康観察等を指定用紙に記載し受付者の確認後、同用紙を持参して入場する。
なお、入場時に同意書兼健康観察票に記載されている観察項目に該当する方は、入場をお断りする。
入場者は、退出時に入場時刻・退場時刻及び着席した座席等を記載した同用紙を提出する。

改 正 後

Q 4 レベル4又は3の展示部門入場者の新型コロナウイルス感染症対策について

A 4 A 1の①～④の該当者を入場させる場合は、原則として以下の新型コロナウイルス感染症対策を行う。

- (1)①の該当者は、当日、同意書兼健康観察票を提出し入場する。
- (2)②～④の該当者は、当日受付で氏名、連絡先(住所・電話番号)、健康観察等を指定用紙に記載し受付者の確認後、同用紙を持参して入場する。なお、入場時に同意書兼健康観察票に記載されている観察項目に該当する方は、入場をお断りする。
入場者は、退出時に入場時刻・退場時刻を記載した指定用紙を提出する。
- (3)入場者は、マスク着用、手指消毒、非接触体温計による検温を必ず行う。
- (4)同時に観覧する人数を制限するため入場制限を行う。
- (5)展示品の搬入・搬出業務は、必要最低限の人数とし、3密(密閉・密集・密接)を避け時間短縮等に努めるとともに(1)及び(3)を準用する。

Q 5 レベル4の舞台部門入場者の新型コロナウイルス感染症対策について

A 5 A 1の①～③の該当者を入場させる場合は、原則として以下の新型コロナウイルス感染症対策を行う。

- (1) ①の該当者は、当日、同意書兼健康観察票を提出し入場する。
- (2) ②～③の該当者は、事前に整理券を受領し、当日、整理券(記名式)により入場者及び入場者の健康観察等の確認を行う。なお、入場時に同意書兼健康観察票に記載されている観察項目に該当する方は、入場をお断りする。
- (3)②の入場者は、退出時に入場時刻・退場時刻及び着席した座席等を記載した整理券を提出する。
- (4)入場者は、マスク着用、手指消毒、非接触体温計による検温を必ず行う。
- (5)会場により入場者を制限する。
静岡県実施方針(令和3年1月14日)3(3)②に基づく客席数を設定する。
会場の客席数を50%以下の入場制限を行う場合は、客席を1席以上の間隔を空けた使用とするなど新型コロナウイルス感染症対策を行う。

Q 6 レベル3の舞台部門入場者の新型コロナウイルス感染症対策について

A 6 A 1の①～④の該当者を入場させる場合は、原則として以下の新型コロナウイルス感染症対策を行う。

- (1)①～④の該当者を入場させる場合には、A 5の(2)及び(3)を除き準用する。
- (2)②～④の該当者は、当日受付で氏名、連絡先(住所・電話番号)、健康観察等を指定用紙に記載し受付者の確認後、同用紙を持参して入場する。
なお、入場時に同意書兼健康観察票に記載されている観察項目に該当する方は、入場をお断りする。
入場者は、退出時に入場時刻・退場時刻及び着席した座席等を記載した同用紙を提出する。